技術を身につけ
仲間をつくり
自分の未来にチャレンジしませんか

※　12種類の資格取得を目指す

※　寄宿舎完備（三食付き）

※　無料送迎バスあり

第170期青年隊
（令和9年4月生）
生徒募集要項

一般社団法人沖縄産業開発青年協会
〒905-1204　沖縄県国頭郡東村字平良380-1
TEL　(0980)43-2118　　FAX　(0980)43-2505
http://www.yanbaru-seikyou.jp/

～合宿訓練で人間力を高めよう～

1　目標

・規則正しい生活習慣と規律を身につける

・集団行動、共同作業で仲間意識を高め協調性を養う

・綿密なカリキュラムと周到な現場実習により技能、資格を確実に習得する

2　募集人員　男性50名　女性5名　　計55名

3　応募資格

（1）義務教育を修了した15歳以上40歳未満で男女不問

（2）心身健全で共同生活を守りうる者

4　訓練期間

・令和9年4月11日(日)～9月11日(土)

5　募集期間

・令和8年5月1日(土)～令和9年3月19日(金)

※定員になり次第締め切らせていただきます。

6　お申込方法

（1）　別紙2、3，4、5，6を記入、準備し沖縄産業開発青年協会へ郵送

※令和9年3月19日（金）までに必着

7　選考

（1）選考方法：書類及び面接による審査

（2）面接日

令和8年6月19日(金)、7月24日（金）、8月21日（金）、9月24日（木）、10月23日（金）、11月20日（金）

12月18日(金)、令和9年1月22日（金）、2月19日（金）、3月23日（火）

8　選考結果の通知と手続き

（1）合否通知：選考後、本人宛に郵送にて通知

（2）合格通知到着後：

別紙1・2にて添付しております入隊費・訓練費・その他費用を、期日に応じてお振込み下さい

7 教育訓練の内容

（1） 機械技術訓練

労働安全衛生法施行規則等に定める次の資格取得に関する訓練を行う。

①車両系建設機械運転技能講習修了証	**⑦ローラー特別教育講習修了証**
②ガス溶接技能講習修了証	**⑧車両系建設機械運転技能講習(解体用)修了証**
③アーク溶接特別教育講習修了証	**⑨伐木特別教育修了証**
④玉掛技能講習修了証	**⑩刈払機取扱作業者安全衛生教育修了証**
⑤小型移動式クレーン運転技能講習修了証	**⑪大型特殊自動車免許証（18歳以上のみ受験資格有）**
⑥フォークリフト運転技能講習修了証	**⑫二等無人航空機操縦士技能証明書（学科・実地講習実施）（16歳以上のみ受験資格有）**
	※実技合格者には、実技修了証明書を発行します。学科本試験に関しては、各自で申込受講。

（2） 農場・外部実習

①一般作物・そ菜・果樹等についての栽培等に関する農業実習を行う。

②外部体験実習等を行う。

③近隣地域のボランティア及び献血等を行なう。

8 生活

（1） 自治運営による共同生活を行う。

（2） 日課

朝6時30分に起床し、教育訓練の内容にしたがって諸規律訓練を行ない、日中は建設機械等の実習農場及び講義を行ない、晩10時の消灯まで自学自習又は講義を行なう。

（3） 外出日

毎週金曜日17:00～外出　　日曜日20:30までに帰隊

※入隊日より2週間は基礎訓練を行う為に外出は出来ません。

9 修了後の斡旋

（1）就職・・・県内又は県外就職希望者に対しては、職業斡旋を行う。（青年協会無料職業紹介認定法人）

①18歳以上

入隊費	金額	納入期限
	190,000	合格通知到着後1週間以内 （※　入隊式2日前まで）
訓練費	金額	納入期限
	285,200	合格通知到着後1カ月以内 （※　入隊式2日前まで）

※1　18歳以上についても交通違反等がある場合、欠格期間が切れていれば受講可能ですが切れていない場合は受講できませんのでご注意ください。（欠格期間の確認は、各自で公安委員会等でご確認ください）

その他費用（宿泊食費、隊服、レクリエーション費）

その他費	金額	納入期限
	219,800	別紙2支払プラン参照
支払総額	695,000	

②16歳以上～18歳未満

入隊費	金額	納入期限
	190,000	合格通知到着後1週間以内 （※　入隊式2日前まで）
訓練費	金額	納入期限
	255,200	合格通知到着後1カ月以内 （※　入隊式2日前まで）

※大型特殊免許受講不可

その他費用（宿泊食費、隊服、レクリエーション費）

その他費	金額	納入期限
	219,800	別紙2支払プラン参照
支払総額	665,000	

③16歳未満

入隊費	金額	納入期限
	190,000	合格通知到着後1週間以内 （※　入隊式2日前まで）

訓練費	金額	納入期限
	225,200	合格通知到着後1カ月以内 （※　入隊式2日前まで）

※大型特殊・ドローン免許受講不可

その他費用（宿泊食費、隊服、レクリエーション費）

その他費	金額	納入期限
	219,800	別紙2支払プラン参照
支払総額	635,000	

※既に納入した入隊金・訓練費その他の納付金は、入隊前に辞退を申し出た場合、入隊金を除き訓練費、その他納付金を返還します。（入隊後については、宿泊食費についてのみ残額返金となります）

※・大型特殊取得免許についての注意点

1　学科試験料について（普通自動車免許・自動二輪免許を保持していない方）

・1回目の学科試験料金は前項の費用項目に含まれていますが、2回目以降の試験料（¥3,050円）につきましては、自己負担となり交通費（豊見城免許ｾﾝﾀｰまでの往復高速代及び燃料費含む¥1,500円別途必要となります。

2　実技試験日までに学科合格できないと実技試験受講できません。

3　実技試験については再試験はありません

●普通自動車免許証及び自動二輪免許について

※教習開始は大型特殊実技試験後とさせていただきます。

・自動車教習場としましては名護自動車学校となっております（名護自動車学校送迎あり）

免許の種類	教　習　料　金
普通自動車免許（MT）	訓練期間中に説明会を実施します。
普通自動車免許（AT）	訓練期間中に説明会を実施します。
その他（自動二輪、けん引等）	訓練期間中に説明会を実施します。

別紙２

○支払いプラン提出書類

※　その他費の支払いについて下記のプランよりお選びください。

A・プラン	4月	合計
	4月末	
	219,800	219,800

B・プラン	4月	5月	合計
	4月末	5月末	
	110,000	109,800	219,800

C・プラン	4月	5月	6月	合計
	4月末	5月末	6月末	
	73,800	73,000	73,000	219,800

D・プラン	4月	5月	6月	7月	合計
	4月末	5月末	6月末	7月末	
	54,950	54,950	54,950	54,950	219,800

E・プラン	4月	5月	6月	7月	8月	合計
	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	
	44,000	44,000	44,000	44,000	43,800	219,800

※　上記のプランより選んで、下記の誓約書へ記入お願いいたします。

誓　約　書

一般社団法人　沖縄産業開発青年協会に私が支払わなければならない費用について、
（　　）プランにて、支払うことについて異議ありません。

上記の内容に同意いたします。

年　　月　　日

（本人）氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（保護者）氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

一般社団法人　沖縄産業開発青年協会
理　事　長　　渡久地　一浩　　殿

別紙 3

提出書類･一般社団法人 沖縄産業開発青年協会 170期隊員

志 願 書

分隊 番

年 月 日現在

写 真 正面上半身脱帽 3.5×4.5cm	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日 (年齢)	昭和 平成	年 月 日生(才)

本籍地	
現住所	〒 ご自宅電話番号(ー ー)
※本人携帯番号 (- -)	
※保護者携帯番号 ・ 続柄 ( ) (- -)	
※保護者携帯番号 ・ 続柄 ( ) (- -)	

年	月	学歴 ・ 職歴

特 技		趣 味	

別紙 3

青年隊にて自動車免許取得希望の方は、チェックしてください。
はい ・ いいえ （ MT ・ ＡＴ ）
※ 大型特殊自動車免許合格率97%

保 有 免 許 ・ 資 格 証			
保有免許・資格の種別	取得年月日	保有免許・資格の種別	取得年月日

家 族 構 成（本人も記入）

氏　名	続柄	生年月日	職場・学校名

同　意　書

沖縄産業開発青年隊訓練内容を了承のうえ、志願者が入隊することに同意いたします。

年　　月　　日
（本人との続柄）
（住所）
（氏名）　　印

一般社団法人　沖縄産業開発青年協会
理　事　長　渡 久 地 一 浩

紹　介　者（紹介者がいましたら記入して下さい）

年　　月　　日

紹介名　　印

青年隊修了生であれば　　期卒

一般社団法人　沖縄産業開発青年協会
理　事　長　渡 久 地 一 浩

別紙 4

提出書類・一般社団法人 沖縄産業開発青年協会

健 康 診 断 書

本人記入欄	ふりがな 氏 名				生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日	
	住 所						
医療機関記入欄	既往症						
	身 長	cm	体 重	kg	血 圧	最高	最低
	視 力	裸眼 左		矯正 左	貧血検査	Hb	Ht
		右		右		RBC	WBC
	聴 力	右		左	尿	蛋白	糖
	扁桃肥大				胸 部	X線所見	
	伝染性 皮膚疾患						
	運 動 障害等						
	総合評価						

上記のとおり診断する。

年 月 日

医療機関の名称

医 師 の 氏 名 印

一般社団法人 沖縄産業開発青年協会 殿 TEL 0980-43-2118

誓　約　書

青年隊に入隊中は，次の事項を遵守します。

1・　**沖縄産業開発青年隊員　別紙７の規則を遵守します。**
その他農場・外部実習・ボランティア活動を一生懸命頑張ることを約束します。

年　　月　　日

氏　名　　印

未成年者の場合

保護者同意書

上記内容に同意いたします。

年　　月　　日

氏　名　　印

一般社団法人　沖縄産業開発青年協会

理　事　長　　吉　川　浩　正　　殿

年　　月　　日

隊　員　計　画　書

一般社団法人　沖縄産業開発青年協会
理　事　長　吉　川　浩　正　殿

氏　名　　印

事　　項	内　　容
自分が長所と思うところ。	
これまでの生活態度を改めるべきところ。	
これから自立するために努力する目標。	
就　職 進　学	1　仕事について (1)　どんな仕事でもよいから早く就きたい。 (2)　（　　）の仕事に早く就きたい。 (3)　その他(　　) 2　進学人ついて （1）進学希望先（　　）
備　考	

沖縄産業開発青年隊々員規則

共同生活の秩序を維持するために生活規律を制定する。
隊員は如何なる場合においても沖縄産業開発青年隊員たることを自覚しこの規律を自主的にしかも厳格に守るものとする。

第一条　隊員は講師を尊敬し言動を慎み、いやしくも失礼な行動をとらないこと。
１項　講義中は個人的談話を慎むこと。
２項　講義中席を離れる場合は、講師にことわること。
３項　教室に入る場合の服装は長袖、長ズボンとし肌着を着用すること。また冬は、マフラー等を使用しないこと。
４項　講義中は、居眠りをしたり講義に関係のない書物を読んだりした場合はそのために費やした時間は欠講とみなす。
５項　上記各条項に反し再三の注意にもかかわらず反省の色がない場合は、青年協会はこれを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第２条　隊員の飲酒は訓練所内外を問わず固く禁ずる。
１項　隊員は第３者より飲酒をすすめられても、隊員としての自覚にたち、これを断ること。
２項　隊員が飲酒した場合は、理由場所の如何にかかわらず青年協会は、これを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第３条　実習中無断で現場を離れないこと。止むを得ぬときは、必ず職員に断ること。
１項　現場を離れたい時は、予め職員に理由を告げ許可を得ること。
２項　もし無断で現場を離れた場合は、罰として現場を離れた時間の２倍～４倍の時間職員から指示された実習に従事するものとする。
３項　上記各条項に反し再三の注意にもかかわらず反省の色がない場合は、青年協会はこれを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第４条　欠席及び欠講する場合如何なることがあっても事前に職員に届けること。
１項　上記本文に反した場合は、青年協会はこれを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第５条　外出、外泊は如何なる場合でも職員の許可を得ること。
１項　外出、外泊の際は、必ず隊服を着用すること。
２項　隊員の外出、外泊については、次のとおりとする。
1）兄弟、姉妹の結婚式の場合･･･････････････１泊２日
2）親の死亡･･･････････････････････ ６泊７日
3）兄弟姉妹の死亡･･･････････････････ ３泊４日
4）祖父母の死亡･･･････････････････２泊３日
5）伯父、伯母、叔父、叔母の死亡･･･････････ １泊２日
6）本人の病気治療の場合は、１日単位（但し休日を利用して補充できる期間）
7）その他の事由による場合は、理事長の判断により許可を得た場合
３項　第５条２項　1)、2)、3)、4)、5)、６)、７）の事由の他で外出、外泊した場合、休日を利用して補充する。

4 項　無断で外出、外泊した場合は、理由の如何にかかわらず青年協会は、これを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第 6 条　隊員は如何なる場合でも、時間を厳守し動作を機敏にすること。

1 項　上記本文に反し遅刻した場合は、職員の判断により処置する。

2 項　上記条項に反し再三の注意にもかかわらず反省の色がない場合は、青年協会はこれを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第 7 条　訓練所・宿舎内への持ち込み禁止物は、次のとおりとする。

テレビ、DVD ポータブルプレーヤー、デジタルプレーヤー（耳を塞ぐもの）、マージャン、トランプ、花札（賭博に関するもの）、魔法瓶、ポット類、お菓子などの飲食物、ゲーム機類、クーラー、ヒーター、その他、訓練所での生活に必要ないもの。**※　車両持ち込み禁止**

1項　上記本文に反した場合は、没収する。

2項　上記条項に反しその後改善が見られない場合は、青年協会はこれを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第 8 条　隊員の訓練所内での服装は、次のとおりとする。

1 項　衣類は模様が派手なものは、原則として着用せぬこと。

2 項　履物は内履き、外履きを区別して使用すること。

3 項　訓練所内での、ｻﾝｸﾞﾗｽの使用及びﾋﾟｱｽ・ﾈｯｸﾚｽ・ﾌﾞﾚｽﾚｯﾄ・ｱﾝｸﾚｯﾄ等を禁ずる。

4 項　朝の規律訓練の際は、トレーニングウェアでランニングシューズを使用すること。

5項　実習期間中や、訓練所内での服装は、職員から指示された服装を着用すること。

6項　事務所への服装は、第 1 条 3 項の規定を適用する。又、必ず靴を着用すること。

7項　上記条項に反しその後改善が見られない場合は、青年協会はこれを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。

第 9 条　髪の色染めは禁止とし、パーマ、そり込み、襟足を伸ばす、ヒゲを生やす、その他奇抜な髪形は禁止とする。

第 10 条　宿舎内での個人的談話は他人に、迷惑にならない程度に慎み、消燈後は起床まで非常でない限り点燈しないこと。

第 11 条　その他青年隊員としてふさわしくない行動言動は、慎むこと。

第 12 条　隊員は宿舎内外を問わず喫煙をしてはならない。
（但し、許可を受けたものは指定された場所のみで許される。）

第 13 条　上記第９条、第１０条、第１１条に反しその後改善が見られない場合は、青年協会はこれを取り上げ罰則を検討する。その結果を理事長に具申し、罰則・除隊に値するものは理事長の判断により理事長は隊員にこれを勧告する。